

中期事業計画（令和3年度～令和5年度） ー概要版ー

（単位：百万円）

| | |
|-------------|--|
| 経営理念 | 岩手県信用保証協会は、積極的な「信用保証」ときめ細かい「経営支援」を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。 |
| ビジョン | 岩手を支える中小企業をとことん応援します。 |
| 基本方針 | 「中小企業本位」×「自己変革」 |

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 保証承諾 | 75,000 | 78,000 | 83,000 |
| 保証債務残高 | 360,000 | 326,000 | 312,000 |
| 代位弁済 | 3,000 | 3,500 | 4,000 |

ポストコロナを見据えた中小企業支援を展開していきます！

（1）積極的な信用保証

ア 必要十分な信用供与

- （ア）企業の業況等をきめ細かく把握し、必要とする資金繰りの支援に万全を期す。
- （イ）ポストコロナ対応に必要な資金は、事業性、将来性を見定め、積極的に必要十分な信用を供与し、発展を支える。

イ ニーズに応える保証制度の創設

企業の声に耳を傾け、利便性の高い保証制度を創設する。

ウ 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

- （ア）金融機関と緊密に連携し、連携支援協調パッケージを活用しながら、中小企業本位の連携支援を推進する。
- （イ）金融懇談会、業務推進懇談会、勉強会等で対話を積み重ね、リレーションを深める。

エ 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携

県及び市町村と積極的に対話を行い、連携して地域や企業の課題解決に向けた融資制度創設等の中小企業支援策を講じる。

オ 顧客の利便性向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

利便性向上と適切な事務処理を両立し、保証業務に関する事務処理プロセスの点検・見直しを行い、果断に改善に取り組む。

（2）東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

引き続き企業の復旧・復興支援を行うとともに、債権買取先や資金繰りに課題を抱えている企業に対して、企業及び金融機関と課題を共有しながら、親身かつ適切な支援を行う。

（3）きめ細かい経営支援

ア 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援

コロナ禍の影響を受けた企業の経営課題及び具体的支援ニーズを企業と共有し、解決に向けた伴走支援を行う。

イ 創業、事業承継支援の強化

岩手の経済基盤を支える足腰の強い企業を育成するため、創業支援パッケージ、女性起業家支援チームによる創業支援、専門家派遣等による事業承継支援の取組みを強化する。

ウ 金融機関と連携した伴走支援

効果的な本業支援を実施するため、企業が抱える経営課題及び支援ニーズを当協会、企業及び金融機関の3者で共有し、解決に向けて連携する。

エ 企業再生への積極的な取組み

コロナ禍等による業績悪化により、再生支援を必要とする企業に対して、金融機関及び支援機関と連携しながら、再生に資するあらゆる支援に積極的に取り組む。

オ 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携

企業の経営課題に対し、必要に応じて各支援機関が持つ効果的な支援の活用を仲介し、連携して解決に取り組む。

カ 経営支援の効果検証

経営支援をより効果的かつ実効性のある支援とするため、蓄積してきたデータを基に効果検証の試行を実施し、検証指標を決定のうえ、本実施に向け準備する。

キ 経営支援の組織的レベルアップ

経営支援の成功事例、困難事例の蓄積と組織的共有に努めるとともに、各部署の支援案件について、具体的支援策の意見交換等を行う全保証担当部署によるミーティングを実施するほか、全国の信用保証協会や金融機関等の支援事例から知見を得る等、経営支援の組織的レベルアップに向けての環境整備を進める。

ク ファンドへの出資の検討

コロナ禍で窮地に陥った企業を支援するため、中小企業基盤整備機構や各金融機関等が出資する再生ファンド等へ出資を行うことにより、ポストコロナの局面で事業の再建を図る企業への支援に貢献する。

（4）正常化に向けた早期期中管理

ア 期中管理の早期対応による正常化支援

延滞及び条件変更を繰り返す企業については、窮境要因及び改善の方向性を把握のうえ、事業継続の可能性を見定め、早期正常化への支援に取り組む。

イ 金融機関と連携した期中管理

延滞企業については、金融機関と定期的に情報を共有し、必要に応じて金融機関担当者との同行訪問や改善に対する実績状況等のモニタリングを実施し、連携して正常化支援を行う。

（5）適正な回収

ア 適切な対応による回収

回収機会の喪失を避けるべく代位弁済直後の初動対応を徹底するとともに、債務者及び保証人の生活状況や返済意欲に応じた適正な回収に努める。また、担保物件の処分は早期に着手する。

イ 求償権消滅保証による企業再生支援

求償権先であっても、早期に事業再生が可能と判断できる場合は、関係部署や必要に応じて外部支援機関と連携し、求償権消滅保証等による事業再生を推進する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

求償権の実態把握を適切に行い、管理事務停止及び求償権整理の措置を講じるとともに、管理事務をより効率的に行うための体制を整備する。

（6）組織風土の変革

風通しの良い職場環境の構築に向けた改善活動に注力し、役職員が信頼関係の下に自由に意見を交換し、行動できる組織風土作りに取り組む。

（7）デジタル化の推進

顧客の利便性向上及び業務効率化に資するデジタル化を推進するため、「できること」、「やるべきこと」を洗い出し、実行する。

（8）研修体系の効果的運用と組織的人材育成

ポストコロナを見据えた中小企業支援を展開するために、職員の専門的スキル及びメンターとしてのコミュニケーションスキルの習得が必要不可欠であることから、研修体系の効果的運用と組織的なサポート環境を構築し、人材育成に取り組む。

（9）効果的な広報活動の展開

情報の発信対象（企業、起業家、金融機関等）に応じた効果的なメディアを活用し、認知度の向上に取り組む。

（10）コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼確立を図るため、職員の倫理観向上、コンプライアンス態勢の維持及び反社会的勢力排除の組織的取組みを推進する。